



2018年6月 第71号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-5595



梅雨の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
新制度が始まり、新規入国実習生の申請・許可が一時滞っておりましたが、現在徐々に許可が下り始めております。また、外国人技能実習機構での許可後、入国管理局での審査はおよそ2週間程度になるとの話でしたが、こちらも3~4週間の時間が掛かっております。

実習生の入国をお待ちいただいている企業の皆様にはご心配をお掛けしておりますが、進展があり次第、ご連絡をさせていただきます。

実習生共済の請求について

技能実習生が労災以外でケガや病気になった場合に使用できる実習生共済の請求方法について、簡単にご案内します。



【実習生共済の支給が受けられるもの】

- ・労災以外のケガ、病気で実習生が通院・入院した場合の治療費（健康保険適用後3割自己負担分全額）

【実習生共済の支給が受けられないもの】

- ・但し、以下のものについては保障が受けられませんので注意してください。
 - ① 歯科・産婦人科・日本入国前、出国後の飛行機事故・健康診断・薬局で買った市販薬代
接骨院・整骨院の治療費（医師の指示で整骨院・接骨院に通院した場合は保障可）
 - ② 同一の疾病について、初診日から180日を超えたもの（保障期間は180日間です。）
 - ③ 診断書・紹介状等費用
 - ④ 保険適用外費用（ギプス・腰痛ベルト・薬容器代等は、支払った金額の3割のみ保障）

【共済金の請求に必要なもの】

- ・医療機関が発行した、医療費明細書原本
- ・診察券のコピー
- ・共済金の振込先口座情報（受入企業もしくは、実習生本人の口座）
- ・通院に至った経緯、及び医師の診断（病名）等の情報

これから、梅雨・暑さの厳しい時期になると、体調を崩したり、食中毒や皮膚病等になる実習生も増えてまいります。（もちろん、実習生自身の体調自己管理が第一ですが）実習生が受診した際は、組合の担当までお声がけ下さい。

新規加入組合員ご紹介

新たにJCI 産業文化協同組合に2社が組合員として加入されました。宜しくお願い致します。

（新組合員） ・大森工業(株)様 ・大森工業(株)野田工場 様